

第3 民事訴訟手続の改革

1 裁判のIT化

(1) 裁判のIT化に向けた日弁連の活動と現状

日弁連は、市民にとって、より利用しやすく、頼りがいのある公正な民事司法を実現する観点から、近年、複数の弁護士業務改革シンポジウムで裁判のIT化に関連するテーマを取り上げ、2014（平成26）年の司法シンポジウムで司法手続の電子化の導入を積極的に検討するべきである旨の提言をした。2018（平成30）年1月19日改訂の「民事司法改革グランドデザイン」においても、ITの導入及び利用拡大に向けた取組を行うべきであるとの方向性が示されている。

政府もわが国の裁判のIT化の遅れを問題視し、内閣府設置の裁判手続等のIT化検討会は、2018（平成30）年3月30日「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」を発表し、現行法下で実現可能なウェブ会議・テレビ会議の運用等をフェーズ1、法改正により直ちに実現可能な弁論・争点整理等の運用をフェーズ2、法改正に加えてシステム等の環境整備を必要とするオンライン申立て等の運用をフェーズ3と位置付け、2019（令和元）年度中にフェーズ1を実施し、同年度中の法制審への諮問を視野に入れ、2022（令和4）年度頃からフェーズ2を始めることを目指す旨明らかにした。さらに、関係行政機関等の連携・協力の下、裁判手続のIT化を含む民事司法制度改革に向けた喫緊の課題を整理し、その対応を検討するため、2019（平成31）年4月12日、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議が組織されている。

現在、上記「取りまとめ」を受けて商事法務研究会に民事裁判手続等IT化研究会が組織され、民事訴訟法改正に向けた議論がなされており、2019（令和元）年12月にその内容をまとめた報告書が発表され、来春には法制審議会における議論が始まる見通しである。

裁判所も、各地の地方裁判所で模擬裁判等を重ね、同年6月5日、知財高裁、東京地裁（21か部）など合計9庁では同年2月頃、横浜地裁、さいたま地裁等合計5庁では同年5月頃からフェーズ1を実施する旨発表した。環境が整い次第、他の裁判所でもフェーズ1が実施される予定である。

(2) 今後の課題

ア フェーズ1の対応

日弁連は、フェーズ1の実施に備え、弁護士の目線に立って、フェーズ1の内容、Microsoft Teams（フェーズ1で用いられるソフト）の導入及び操作方法、民事裁判手続の各段階に応じた利用方法などを記載した「弁護士向けフェーズ1対応マニュアル」を、また最高裁と共同で上記ソフトの操作方法を詳細に説明する「Microsoft Teams利用マニュアル」を各発表した。

東弁や法友会としては、積極的にフェーズ1に関連する事項の広報を行うほか、上記ソフトの導入や操作方法等を修得するための研修会等を開催し、円滑なフェーズ1の実施が可能となるよ

うに取り組むべきである。

イ 民訴法改正に向けた取り組み

法制審では、上記研究会の内容を中心に議論が進められると予想されるから、東弁としては、報告書が発表され次第、その内容を検討すべきである。これまでの研究会の議論状況を踏まえると、法制審では、①オンライン申立ての義務化の程度、特に弁護士に対する義務化の是非、例外の有無及びその内容、②送達の在り方、特に当事者が送達文書を読まない場合の規律、③ウェブ会議を用いて双方不出頭で実施する争点整理手続の要件及び実施場所、④書証の在り方、特に文書原本と電子データの取調べの要件及び手続、⑤人証の在り方、特に尋問の実施場所などが重要な論点と思われ、これらは東弁内部でしっかりと議論を行い、意見を明らかにすべきである。特に、①については、ITの有用性に鑑みて、将来的なオンライン申立ての完全義務化を志向するにしても、国民の裁判を受ける保障の観点から、当面は、書面申立てとオンライン申立てを併存させるべきであろう。弁護士に対するIT申立ての強制についても、事件管理システムの操作性及び安全性の確保並びに弁護士の習熟をまって実現すべきであるし、全利用者に対するIT申立ての強制は、サポート体制が完備しない限り実施すべきでない。拙速なIT化には、慎重な意見を示すべきである。

報告書には、これ以外にも濫訴防止のための訴訟救助の制限、6か月で審理を終える特別訴訟手続の創設など、必ずしも民事裁判手続のIT化と直結しない事項も取り上げられる見通しであり、これらの是非も検討が必要である。

ウ 長期的視点に立った政策の研究・検討

(ア) 現時点では、オンライン申立ての義務化の程度が定まっていないため、議論が本格化していないが、仮に当事者の書面提出を一切認めない制度が実現すると、これに対応できない者の支援が必要である。具体的には、書面の電子化やアップロード、送達文書の受送達、更にはウェブ会議への対応等が検討課題となる。裁判を受ける権利の保障は国の責務であり、日弁連が2019（令和元）年9月12日付け「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本方針」で明らかにしたように、国によるサポート体制の構築を本人支援の中核に据え、その具体的な制度設計の検討に着手すべきである。

弁護士や弁護士会による支援も検討課題ではあるが、わが国の国民性、本人訴訟の多さとその原因、弁護士会・法律事務所の設置場所、弁護士報酬の自由化、弁護士会の予算（機器、人件費等）、送達文書の対応（補充送達・送達場所等の是非、本人への告知方法と過誤リスク等）など検討すべき課題は多い。支援をなすべき主体及び支援の内容は、利用者にとっての利便性を第一に、今後慎重に検討していくべきであろう。

(イ) 諸外国では1990年代からODR（オンライン紛争解決）の試みが始まり、わが国でも、「成長戦略フォローアップ」（2019〔令和元〕年6月21日閣議決定）において、IT・AIを活用した裁判外紛争解決手続等の民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行うこととされた。これを受けて日本経済再生本部にODR活性化検討会が組織され、同年9月に第1回会議が開催されており、公正・迅速な解決、弁護士の関与、弁護士法との関係などの観点から、この検討会の

動向を注意深く見守る必要がある。

(ウ) 民事裁判手続のITや紛争解決手続等におけるAIの活用は、利用者の利便性を高めるものであり、大きな方向としてはこれを推進すべきである。しかしながら、IT化は、国民の裁判を受ける権利、適正手続、裁判の公開等の実質的低下を惹き起こし、審理の充実、真実発見とは相反する事態を招く危険性を秘めている。また、AIの活用は、上記の諸問題の解決を迫っているが、さらに、弁護士が行うべき業務が何かという根本問題を突きつけるものである。法友会としては、あるべき民事裁判手続とは何か、弁護士の業務はどうあるべきかを研究していくべきである。

2 情報・証拠収集手段の拡充

2003（平成15）年の民事訴訟法の改正により、証拠収集手段の拡充が一定程度はかられ、文書提出義務の一般義務化、専門委員制度、鑑定制度の改革が進められた。しかし、相手方の手元の証拠へのアクセス手段が限られていることによって真実解明が限定的であることはいまだに課題のままあり続けている。もとより裁判は証拠に基づいて行われるものであるところ、証拠へのアクセスが制限されたままでは裁判の結果への信頼は損なわれる一方となりかねない（これは証拠偏在型の訴訟に限られない。）。現行法上も用意されている文書提出命令、調査嘱託制度、当事者照会制度の強化・拡充は必須である。また、現在の民事訴訟法は、証拠の収集手段に軸足を置いているが、当事者照会制度にみられるような情報取得のための制度や、これを早期に行う制度の必要性も存在すると考えられるところでもある。さらには、被告の所在が不明である場合の被告に関する情報については、現行法では確定したものが存在しない。この点も改革課題である。一方で、これらの情報や証拠についての秘密を保持する制度を十分ならしめることも重要である。この点、最高裁判所及び法務省と日弁連の間でもたれた民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会において、「民事訴訟法制に関する検討事項のたたき台について」が了承され、日弁連にも報告されている。

この中で、訴えの提起前における証拠収集処分の手続きをより利用しやすく実効的なものに見直すこと（例えば、申立ての要件を緩和すること）、調査嘱託の実効性を確保するための見直し、被告の所在を調査するために必要な情報（例えば住民票の記載事項、就業場所、郵便の転送先等）を第三者（例えば市町村、日本年金機構、日本郵便株式会社等）から取得できるような制度の導入、当事者双方が、訴訟手続の早期の段階において、所持する文書等に関する情報を交換する制度（いわゆる早期開示制度）の導入、専門委員の活用のための見直し、事案解明のための当事者の協力義務に関する規定の導入、当事者照会の実効性を向上させるための見直し、自己利用文書を文書提出義務の除外事由としている規定を見直すなどしての文書提出義務の範囲を拡大する方向での見直し、文書の特定のための手続をより利用しやすく実効的なものにするための見直し、秘密保持命令の導入等を内容とする案等に対する意見交換がなされ、三者においてとりまとめが行われた。

法友会としても、情報・証拠収集手段の拡充について、活発な意見交換をし、今後予定される

であろう法改正に向けて取り組んでいくことが求められる。